

練馬区景観行政の推進について

1 景観行政の推進

区は平成 23 年 5 月から本格的に良好な景観の形成を図る「景観まちづくり」に取組み、景観行政の推進を図っている。そのため、一定規模以上の開発行為や建築物の建築等の行為に対して届出を義務付けている。

また、「景観まちづくり」を普及・啓発する事業として、「とっておきの風景教えてください（地域景観資源登録制度）」および「ご近所からできるまちづくり始めませんか（景観まちなみ協定制度）」を展開している。

現在 2 つの制度の登録状況等は、以下のとおりとなっている。

2 とっておきの風景教えてください（地域景観資源登録制度）

まちの中で地域の人々に親しまれ、今後も大切にしていきたい身近な資源を募集し、登録する制度である。『わがまち ねりま』に愛着をもってもらえるようなまちを目指して、「とっておきの風景」を登録している。（下表のとおり）

平成 24 年 3 月 5 日現在

部 門 名	内 容	登録件数
たてもの部門	地域を特徴づけている建築物や工作物 (塀、塔、石碑、祠(ほこら)など)	9 0 件
みどり部門	地域のみどりや水面 (みなも) (公園、緑地、農地など)	2 2 3 件
まちかど部門	地域の歩きたくなる道、印象的な坂道や 橋など	5 6 件
風景部門	練馬の風景や景観を特徴づけている お勧めのもの	6 4 件
合 計		4 3 3 件

3 ご近所からできるまちづくり始めませんか（景観まちなみ協定制度）

良好な景観の形成を目的にした、区民によるまちなみ景観づくりのルールを支援する協定制度である。

景観まちなみ協定は、取り組む方の人数により以下の三つの協定からなる。

- 3軒程度の区民の皆さまによる「ご近所協定」
- 道路を挟んだ6軒程度の近隣地域の区民の皆さまによる「小径（こみち）協定」
- さらに地域を広げた12軒以上の区民の皆さまによる「まちなみ協定」

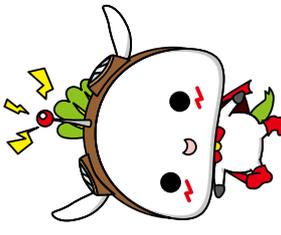
現在、以下の2件を認定している。

（平成24年3月5日現在）

認定年月日	内容	参加者
第1号 （平成23年 12月22日）	『旧川越街道の歴史を活かした まちなみ協定』 川越街道の宿場町として栄えた歴史を持つ北町の皆さんが、「旧川越街道の歴史を活かしたまちの景観づくり」を実施する協定である。	北一商店街振興組合、 きたまち商店街振興組合、 ニュー北町商店街振興組合の3組合の協定参加者
第2号 （平成24年 1月31日）	『花咲く小路づくり まちなみ協定』 大泉3丁目にお住まいの皆さんが、宅地の沿道に花を咲かせることで、美しいまちなみを地域で育む活動を実施する協定である。	大泉北泉町会の協定参加者

練馬区地域景観資源位置図

(平成 24 年 3 月 5 日現在)

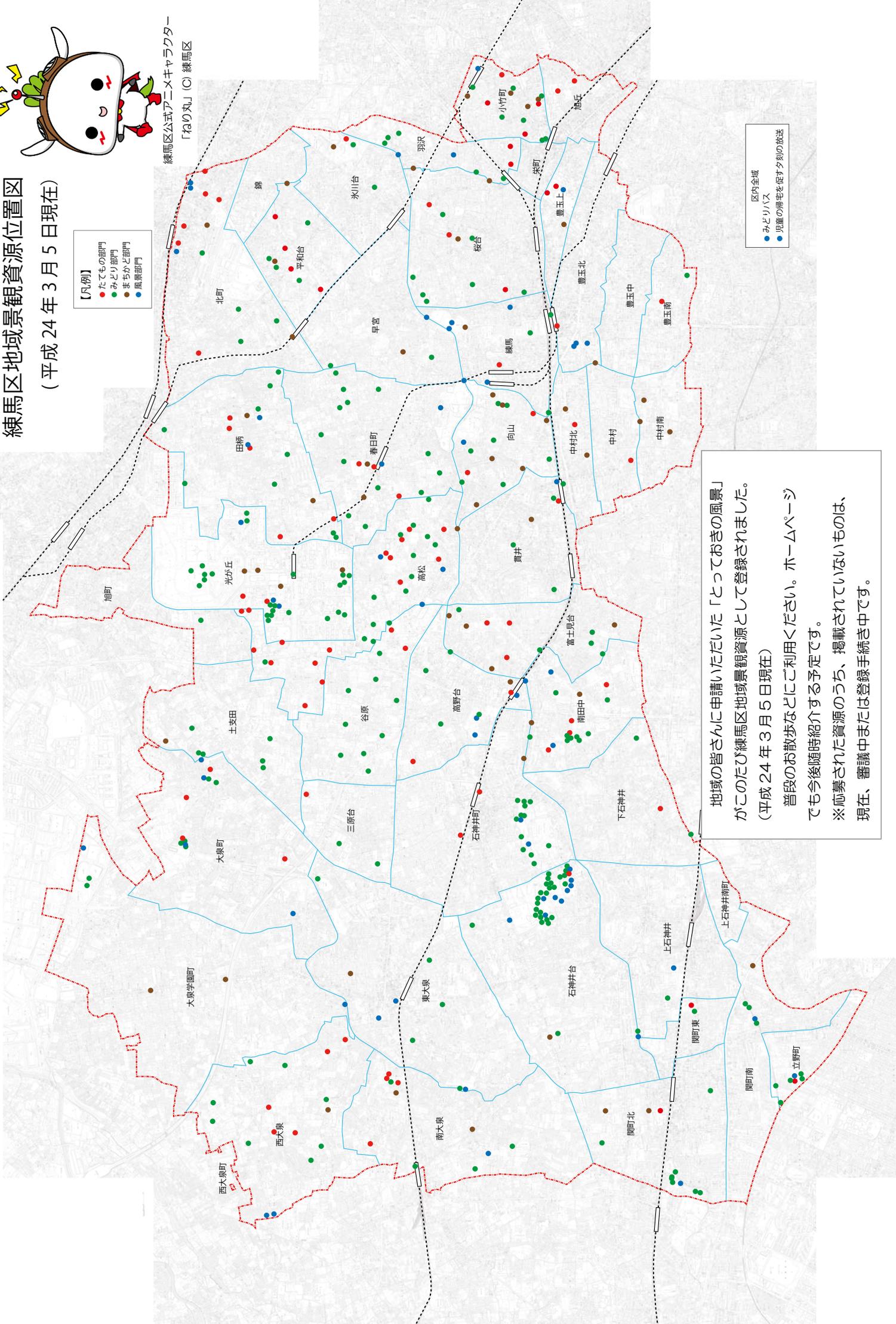


練馬区公式アニメキャラクター
「ねの丸」(C) 練馬区

【凡例】

- たてもの部門
- みどり部門
- まちかど部門
- 風景部門

- 区内全域
- みどりバス
- 児童の帰宅を促す時刻の放送



地域の皆さんに申請いただいた「とっておきの風景」
がこのたび練馬区地域景観資源として登録されました。
(平成 24 年 3 月 5 日現在)

普段のお散歩などにご利用ください。ホームページ
でも今後随時紹介する予定です。
※応募された資源のうち、掲載されていないものは、
現在、審議中または登録手続き中です。